

答申書

第1 審査会の結論

令和7年5月23日付け総第143号により、塩竈市長（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定は妥当である。

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、令和7年5月9日に「●●●●年●月●●日付け総第894号の分限免職通知に係る起案文書」「分限免職理由として●●総務部長が読み上げた処分理由書」「●●●●年●月●●日付け総号外の条件付採用期間延長通知の起案文書」「●●●●年●月●●日付け総号外の条件付採用期間延長通知の起案文書」の個人情報開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件文書について、令和7年5月23日付け総第143号により部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、文書の開示を行った。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、令和7年6月4日行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に基づき、審査請求を行った。
- 4 実施機関は、法第105条第1項の規定に基づき、令和7年7月2日付け総第269号にて塩竈市個人情報保護審査会会長に対して諮問書を提出した。

第3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、法第77条第1項の規定に基づき、個人情報の開示請求に対して、実施機関が行った本件処分を取り消し、不開示部分の開示を求めるものである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関は弁明書において概ね以下のとおり説明している。

- ・法第78条第1項各号に掲げる不開示情報に該当する部分について、行政手続法第5条に基づき定める審査基準・処理基準により不開示とした。
- ・他の職員からの聞き取りに関する情報は、記載内容の開示が前提となると、ヒアリングを受ける者が誤解や摩擦が生じることを恐れて、当たり障りのない評価や判断、意見を述べることとなるおそれがあり、その結果、正確かつ率直な意見の聴取ができなくなり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため不開示としたもの。法第78条第1項第7号へ該当。

- ・通常の人事評価は地方公務員法に基づき実施され、法律上開示義務はないが、職員的能力開発や行政運営の質の向上を図るために塩竈市職員人事評価試行実施要綱（10 条）に基づいて開示している。これに対して、条件付採用期間中の職員の評価は同要綱に基づく評価ではない。国家公務員における条件付採用期間中の職員の特別評価に相当するものであり、特別評価は人事評価の基準、方法等に関する政令の規定において開示の対象とならない（同政令 18 条は、開示を定める 10 条を準用しない）。条件付採用職員の評価は、採用試験の段階で図りきれない標準職務遂行能力を確認する目的があり、通常の人事評価とは、その目的を異にするものである。仮に当該記載内容の開示が前提となると、今後、評価者が自らの率直な意見や評価を記入することができなくなるおそれや、評価手法が公開されることにより被評価者が評価手法対策を念頭においた職務遂行を行うおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため不開示としたもの。法第 78 条第 1 項第 7 号へ該当。
- ・採用試験の受験結果の情報については、不合格者に対しては自己の情報を知る権利を保障するため開示しているが、合格者に対しては開示していない。合格者と不合格者の試験の点数を開示すると市の採用基準が類推されて、次年度以降の円滑な採用試験の実施に支障を及ぼすおそれがある。また、合格者の点数を開示することとした場合に、採用者どうしが点数を比較するなど人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため不開示としたもの。法第 78 条第 1 項第 7 号へ該当。
- ・関係者（職員）の個人に関する情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあるため不開示としたもの。法第 78 条第 1 項第 2 号該当。また、公務員の職務遂行に関する情報にもあたらないことから不開示としたもの。法第 78 条第 1 項第 2 号ハ非該当。
- ・関係者（住民）の個人に関する情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、住所、氏名、障害の状況等の個人情報があり容易に個人を特定することができ、個人の権利利益を害するおそれがあるため、不開示としたもの。法第 78 条第 1 項第 2 号該当。

第 5 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、審査請求書及び実施機関の弁明に対する反論書によると概ね以下のとおりである。

- ・実施機関の説明する不開示の基準は処分庁による裁量権の逸脱があると認識している。
- ・他の職員からの聞き取りに関する情報について塩竈市の説明には矛盾がある。塩竈市は他職員からの聴取内容を請求人には秘匿するのに対し、請求人からの聴取内容については、請求人の意に反して担当課に共有している。個人情報の取り扱いに二重基準が存在しており、請求人に著しい不利益が生じている。塩竈市が主張する「支障を及ぼすおそれがある」は、塩竈市自らの裁量権の逸脱により、まさに支障を及ぼしている状況である。法第 78 条第 1 項第 7 号には当たらない。

- ・塩竈市は「通常の人事評価は開示している」旨の説明をしているが、制度上の妥当性を主張しているのであれば虚偽であることを指摘する。請求人は当該定期評価結果の開示を受けているが、代理人は自身の定期評価結果の開示を受けていない。この塩竈市による定期評価結果不開示問題については、塩釜市職員労働組合と塩竈市が長年交渉してきた経過があり、未解決である。塩竈市が制度としての正当性を主張しているのであれば虚偽である。塩竈市は政令を根拠に不開示を主張しているが、塩竈市が政令準用を主張するのであれば、要綱においても「特別評価」の評価結果の不開示等を規定すべきであるが、規定していない。特別評価の評価不開示根拠を、当該政令に求めることは論理的ではない。逆に国家公務員と異にし、規定していないのだから非開示との根拠はないものと反論する。また、塩竈市は、評価手法が公開されることにより被評価者が評価手法対策を念頭においた職務遂行を行うおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張するが、そのような職務遂行が不当な職務遂行となるとは想定できない。
- ・採用試験の受験結果の情報について、塩竈市は「不合格者の自己の情報を知る権利を保障する」と主張する。請求人の求める開示情報は、いわば不合格にあたる「条件付採用期間延長と分限免職」に係る評価情報である。塩竈市の主張に基づけば、当該情報は請求人に対して開示されるべきものと解する。
- ・関係者（職員）の個人に関する情報については発言者の特定は不要だが、請求人に対しての評価等が真実であるか妥当であるかの評価は請求人にとって重要であるのだから、全体として不開示とすることは不当である。
- ・関係者（住民）の個人に関する情報について、請求人は事案の担当者であるから当該情報は既知の情報である。本件は典型的なカスハラに該当する案件であり、請求人の窓口対応に問題があった事案と評価していれば虚偽であるため、請求人の訂正請求のため、開示されるべき情報である。

第6 調査審議の経過

年月日	審査の経過
令和7年6月4日	審査請求
令和7年7月2日	諮問庁から諮問を受けた
令和7年7月2日	処分庁による弁明書提出
令和7年7月22日	審査請求人から反論書提出
令和7年8月7日	審議

第7 審査会の判断理由

1 本件公文書について

本件公文書は、審査請求人に係る条件付採用期間の延長及び分限処分を行うにあたって、意思決定を受けるために作成したものであり、当該文書の中には審査請求人の

評価の内容、他の職員等からの聞き取りの記録等が記載されている。これらの文書はいずれも実施機関の職員が職務上取得、又は作成した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであり、法第 60 条第 1 項に規定する「地方公共団体等行政文書」に該当する。

2 実施機関の主張する不開示情報について

法第 78 条第 1 項第 2 号本文は「開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」を不開示情報として規定している。

また、同号ただし書きは「イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても当該情報を開示しなければならない旨規定している。

法第 78 条第 1 項第 7 号本文は「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、次に掲げるおそれとして「ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」を掲げている。

3 本件処分の妥当性について

実施機関は、上記のとおり法第 78 条第 1 項第 2 号及び第 7 号に該当することを理由に本件処分を行っていることから、本審査会ではインカメラ審理（実施機関の行った本件決定について迅速かつ適切に判断するために、審査会の委員が本件決定に係る保有個人情報を実際に見分して審議を行うこと）を行い、本件決定の妥当性について審議した。

(1) 法第 78 条第 1 項第 2 号該当性について

実施機関が法第 78 条第 1 項第 2 号の規定により不開示とした箇所は、①ヒアリングの際に名前があげられた職員の氏名及び②審査請求人が関与した事務処理に係る住民の住所・氏名・障害に関する情報であり、審査請求人以外の第三者個人を識別することができる情報が記述されている。

①の情報は当該公務員等の職務遂行に関する情報に当たらないため、第 78 条第 1 項第 2 号ハに該当しない。よって実施機関が不開示としたことは妥当である。

②の情報については審査請求人の主張によると当該情報は既知の情報であるから公開すべきとのことであるが、これについては審査請求人が関与した事案であることから同号イに規定する慣行として知り得る情報に該当すると考えられる。ただし、当該個人情報個人の機微に触れる情報である。本情報を開示することによる本人の利益と、不開示により保護される第三者の権利利益を比較衡量した場合に、前者の利益が後者の利益を上回るとは言えない。審査請求人の主張する訂正請求権の行使が当該情報の有無によって阻害されることも考えられない。よって実施機関が不開示としたことは妥当である。

(2) 法第 78 条第 1 項第 7 号該当性について

実施機関が法第 78 条第 1 項第 7 号の規定により不開示とした箇所は、①条件付採用職員の評価に関する情報、②採用試験受験結果に関する情報及び③他の職員からの聞き取りに関する情報が記述されている。

①の情報について双方の主張が複雑であることから、不開示の妥当性の確認の前段として制度の法的な整理を行う。評価に関する情報は法第 78 条第 1 項第 7 号へに該当し、不開示である。実施機関が示す審査基準・処分基準においても「例えば、人事管理に係る事務に関する情報の中に、人事評価や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものが含まれている場合が考えられる。」とあり、行政内部の職員の評価情報はあらかじめ不開示とすることが予定されている。次に地方公務員法第 23 条から第 23 条の 4 の規定に基づく人事評価であるが、ここでは開示・不開示に関する規定はなく、第 23 条の 2 第 2 項において「人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、任命権者が定める。」と規定され、実施方法の裁量は市（任命権者）に委ねられているものと考えられる。この実施方法の具体的な定めとしては塩竈市職員人事評価試行実施要綱があり、この要綱の第 11 条第 4 項で評価の結果を被評価者に開示することとしている。この構造は国家公務員の人事評価と同様のものであると言えるが、国家公務員については人事評価の基準、方法等に関する政令において通常的人事評価である定期評価と特別評価（塩竈市の条件付採用職員の評価に相当するものと実施機関が弁明するもの）について規定されており、特別評価は開示されないこととされている。塩竈市の要綱は国家公務員でいうところの定期評価について規定し、特別評価については定めていない点が国家公務員の人事評価制度と異なる点である。以上の事項を考慮すると、条件付採用職員の評価については、開示情報にあたる通常的人事評価の枠組みから除かれており、不開示情報である職員の評価にあたることから、不開示としたことは妥当である。国家公務員の人事評価制度との差異は認められるが、塩竈市において国同様に不開示と規定していないから開示するとの結論には至らない。

②の情報については採用試験制度の運営にあたり、合格者の得点情報が開示される

ことにより、合格基準が類推されることにより次年度以降の採用試験に影響を与えることは容易に想定される。よって実施機関が不開示としたことは妥当である。

③の情報については、延長等の判断のため職場の状況を聞き取ることが目的として行われたものである。この種のヒアリングにおいては、各発言者が躊躇することなく安心して、率直に事実等を述べる環境を整える必要があり、誰がどのような発言を行ったかなどの情報が明らかになると、今後、同種の事案において、率直な心情を伝えることや、詳細な情報を提供することに消極的になったり、発言内容の記録化に際し記載内容が簡略化されるおそれがある。その結果、正確な事実の把握等が困難となり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがある。審査請求人は「発言者の特定は不要だが、請求人に対しての評価等が真実であるか妥当であるかの評価は請求人にとって重要であるのだから、全体として不開示とすることは不当である。」と主張しており、これは【関係者（職員）の個人に関する情報】について述べたものであるが、ここで検証している【他の職員からの聞き取りに関する情報】に対する意見であると推察される。審査請求人は発言者の特定は不要である旨の主張をしているが、発言内容から発言者を特定ないし推認することは容易であると考えられる。よって実施機関が不開示としたことは妥当である。

（３）その他

反論書 12 頁において不足文書について追加での請求がなされている。この点については当審査会で見分した公文書の中には不存在であった。なお、本件処分において不存在決定及びそれに対する審査請求が出されているわけではないため、審査会としてはあくまで、公文書全体の中に該当する文書が存在するかの確認を行ったものであり、不存在の妥当性を見分したものではない。当該文書の不存在の理由及びその妥当性については実施機関と審査請求人において別途確認をされたい。